広島市報

定期第１０３８号
平成２８年１１月３０日

発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目次

条　　例

○広島市ぽい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。（第３９号）……3

告　　示

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……3
○介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……3
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定……3
○瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可の申請……4
○道路法による市道の路線の廃止……4
○道路法による市道の路線の認定……4
○道路の区域決定……4
○道路の供用開始……5
○開発行為に関する工事の完了……5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……5
○広島市総合福祉センターの指定管理者の指定……6
○自転車等の所有権の取得……6
○市営住宅の家賃の変更……6
○開発行為に関する工事の完了……7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関　２件……7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止……9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更……9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……9
○特定非営利活動促進法による認定特定非営利活動法の認定……9
○公印の印影の廃止　２件……10
○公印の印影の印刷……10
○公印の印影印刷の廃止……10
○公印の印影出力……10
○子ども・子育て支援法による平成２７年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費……10
○公共下水道の供用開始……13
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始……13
○農業集落排水処理施設の供用開始……13
○会計管理者の事務の一部委任　３件……13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……14
○平成２８年４月２２日付け広島市告示第２３０号による期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものの期限　２件……14
○自転車等の所有権の取得……15
○出納員の事務の一部委任及び委任の解除……15
○出納員の事務の一部委任　２件……15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……16
○開発行為に関する工事の完了……16
○平成２８年第４回広島市議会臨時会の招集……16
○市営住宅の家賃の変更……16
○介護保護法による指定居宅介護支援事業の

廃止……18
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……18
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止……18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……18
○都市公園の区域変更（中区）……19
○放置自転車等の撤去（中区）　２件……19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……19
○放置自転車等の撤去（中区）……19
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等（中区）……19
○放置自転車等の撤去（中区）　８件……19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……20
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消（中区）……20
○放置自転車等の撤去（中区）　６件……20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……21
○放置自転車等の撤去（中区）……21
○放置自転車の撤去（東区）　３件……21
○放置自転車等の撤去（南区）……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……22
○放置自転車等の撤去（南区）……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……22
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……22
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……22
○放置自転車等の撤去（南区）……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……23
○放置自転車等の撤去（南区）……23
○放置自転車等の撤去（西区）　５件……23
○道路の区域変更（西区）……23
○放置自転車等の撤去（西区）　３件……23
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……24
○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）……24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……24
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……24
○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐南区）……24
○住居表示実施区域内の街区の区域変更（安佐南区）……25
○建築基準法に規定する道路の指定（安佐南区）……27
○区出納員の事務の一部委任（安佐北区）……27
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）　２件……27
○道路法による事業計画のある道路を、建築基準法に規定する道路と指定（安佐北区）……27
○道路の区域変更（安佐北区）……28
○道路の供用開始（安佐北区）……28
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……28
○放置自転車等の撤去（安佐北区）……28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……28
○道路の区域変更（安佐北区）……28
○建築基準法による道路の位置の変更（安芸区）……29
○放置自転車の撤去（安芸区）……29
○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……29
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……29
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安芸区）……29
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……29
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……29
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……30
○住居表示実施区域内の街区の区域変更（佐伯区）……30
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……32
○路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）……32
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……32
○道路名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）……32
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……32
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件……32

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……33
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件……33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……33
区選管告示
○広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（中区）……33
○広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（南区）……33
○広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（西区）……33
○広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（安芸区）……34
○広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（佐伯区）……34
教委告示
○広島市教育委員会議（定例会）の開催……34
監査公表
○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……34

条例

広島市条例第３９号

平成２８年１０月６日

広島市ぽい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市ぽい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例

広島市ぽい捨て等の防止に関する条例（平成１５年広島市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１６条に次の１項を加える。

３　前項ただし書の規定は，平和記念公園については，適用しない。

附　則

この条例は，平成３０年４月１日から施行する。

告示

広島市告示第４６４号

平成２８年１０月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので，同法第８５条第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２８年１０月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
有限会社ピースフル	居宅介護支援事業所はなみずき	広島市佐伯区千同三丁目３１３番地２	居宅介護支援

広島市告示第４６５号

平成２８年１０月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項及び第５３条第１項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１１条若しくは第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第５３条第１項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので，介護保険法第７８条第１号及び第１１５条の１０第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２８年１０月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社やさい畑	たまねぎ訪問介護事業所	広島市安佐南区長楽寺一丁目７番１８－２０１号	訪問介護
株式会社やさい畑	たまねぎ訪問介護事業所	広島市安佐南区長楽寺一丁目７番１８－２０１号	介護予防訪問介護
一般社団法人広島市佐伯区医師会	ナースステーションみなみ	広島市佐伯区海老園一丁目５番４０号	訪問看護及び介護予防訪問看護
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーショップ安佐南	広島市安佐南区古市二丁目２番２５号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーショップ安佐南	広島市安佐南区古市二丁目２番２５号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第４６６号

平成２８年１０月３日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので，同法第７８条の１１第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２８年１０月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
医療法人好縁会	グループホームふれあい戸坂東	広島市東区戸坂千足一丁目１２番４６号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第４６７号

平成２８年１０月４日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので，同条第４項の規定により，その概要を告示します。

なお，当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は，平成２８年１０月４日から同月２４日までの間，広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　申請者等

⑴　申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

申請者の住所　　東京都港区港南二丁目１６番５号

申請者の名称　　三菱重工業株式会社

代表者の氏名　　取締役社長　宮永　俊一

⑵　工場又は事業場の所在地及び名称

事業場の所在地　広島市西区観音新町四丁目６番２２号

事業場の名称　　三菱重工業株式会社広島製作所観音工場

２　申請内容

７１－２科学技術に関する研究等を行う事業場の用に供する

（イ）洗浄施設を２４基設置します。

当該施設の有害物質を含む水は，回収して産業廃棄物として委託処理します。

これに伴って，排出水量と負荷量は変更ありません。

⑴　特定施設の種類，能力及び使用方法

別紙１のとおり

⑵　汚水等の処理の方法

別紙２のとおり

⑶　排出水の汚染状態及び量

別紙３のとおり

別紙１，別紙２及び別紙３　略

広島市告示第４６８号

平成２８年１０月４日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定に基づき，次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は，平成２８年１０月４日から同月１８日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

整理番号	路線名	起点 終点
17169	安佐南１区９５号線	安佐南区八木三丁目１０４９番地１５地先 安佐南区八木三丁目１０４７番地３０地先
17170	安佐北３区２１５号線	安佐北区可部八丁目８７４番地１地先 安佐北区可部東五丁目１０番地地先

広島市告示第４６９号

平成２８年１０月４日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき，市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は，平成２８年１０月４日から同月１８日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

整理番号	路線名	起点 終点
17171	西５区３９６号線	西区井口四丁目５０１番地１１地先 西区井口四丁目５０１番地１６地先
17172	安佐南１区９５号線	安佐南区八木三丁目６０４９番地１５地先 安佐南区八木三丁目６０４５番地１８地先
17173	安佐南３区８４０号線	安佐南区山本六丁目８４７番地１地先 安佐南区山本六丁目８４４番地１７地先
17174	安佐北３区２１５号線	安佐北区可部八丁目８８０番地１地先 安佐北区可部東五丁目２０番地地先
17175	安佐北３区９７４号線	安佐北区三入四丁目２６番地１地先 安佐北区三入四丁目２３番地６地先
17176	安佐北３区９７５号線	安佐北区三入四丁目４３番地５地先 安佐北区三入四丁目２３番地３地先
17177	佐伯４区５６０号線	佐伯区五日市中央一丁目６６番地５地先 佐伯区五日市中央一丁目６６番地１０地先
17178	佐伯４区５６１号線	西区井口四丁目５０１番地１１地先 佐伯区皆賀一丁目２番地２８地先
17179	佐伯４区５６２号線	佐伯区旭園８８７番地３地先 佐伯区旭園８８７番地４地先

広島市告示第４７０号

平成２８年１０月４日

道路の区域を次のように決定したので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき，告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月４日から同月１８日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	西５区３９６号線	5.00　メートル～10.00	メートル 38.70
市　道	安佐南１区９５号線	4.00　メートル～10.50	メートル 226.45
市　道	安佐南３区８４０号線	6.00　メートル～9.80	メートル 43.29
市　道	安佐北３区２１５号線	4.00　メートル～10.40	メートル 116.60
市　道	安佐北３区９７４号線	3.77　メートル～6.50	メートル 92.40
市　道	安佐北３区９７５号線	4.01　メートル～7.70	メートル 68.20
市　道	佐伯４区５６０号線	6.30　メートル～12.00	メートル 61.00
市　道	佐伯４区５６１号線	6.00　メートル～14.43	メートル 34.00
市　道	佐伯４区５６２号線	6.20　メートル～8.60	メートル 79.00

広島市告示第４７１号

平成２８年１０月４日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月４日から同月１８日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市　道	西５区３９６号線	西区井口四丁目５０１番地１１地先	平成２８年１０月４日
		西区井口四丁目５０１番地１６地先	
市　道	安佐南１区９５号線	安佐南区八木三丁目６０４９番地１５地先	平成２８年１０月４日
		安佐南区八木三丁目６０４７番地３０地先	
市　道	安佐南３区８４０号線	安佐南区山本六丁目８４７番地１地先	平成２８年１０月４日
		安佐南区山本六丁目８４４番地１７地先	
市　道	安佐北３区２１５号線	安佐北区可部八丁目８８０番地１地先	平成２８年１０月４日
		安佐北区可部東五丁目２０番地地先	
市　道	安佐北３区９７４号線	安佐北区三入四丁目２６番地１地先	平成２８年１０月４日
		安佐北区三入四丁目２３番地６地先	
市　道	安佐北３区９７５号線	安佐北区三入四丁目４３番地５地先	平成２８年１０月４日
		安佐北区三入四丁目２３番地３地先	
市　道	佐伯４区５６０号線	佐伯区五日市中央一丁目６６番地５地先	平成２８年１０月４日
		佐伯区五日市中央一丁目６６番地１０地先	
市　道	佐伯４区５６１号線	西区井口四丁目５０１番地１１地先	平成２８年１０月４日
		佐伯区皆賀一丁目２番地２８地先	
市　道	佐伯４区５６２号線	佐伯区旭園８８７番地３地先	平成２８年１０月４日
		佐伯区旭園８８７番地４地先	

広島市告示第４７２号

平成２８年１０月４日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市佐伯区三宅一丁目１００３番
２　開発面積
　２，０２０．９５㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市中区国泰寺町二丁目４番７号
　株式会社　トータテ都市開発
　代表取締役　川西　祐二
４　検査済証交付年月日
　平成２８年１０月４日

広島市告示第４７３号

平成２８年１０月６日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		

鈴木杏奈	小町鍼灸院	広島市中区小町２－２７－３０３	はり・きゅう	平成２８年８月２２日
金氏宏之	かねうじ整骨院	広島市安佐南区上安二丁目２８－２８－１０１	柔道整復	平成２８年８月２６日
久都内加代子	くつない鍼灸院	広島市安佐南区高取北一丁目３９－１５	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成２８年９月５日

広島市告示第４７４号

平成２８年１０月７日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき，広島市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので，広島市総合福祉センター条例（平成２８年広島市条例第１９号）第１５条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　指定に係る公の施設
　広島市総合福祉センター
２　指定の相手方
　広島市中区千田町一丁目９番４３号
　社会福祉法人広島市社会福祉協議会
３　指定の期間
　平成２８年１２月５日から平成３３年３月３１日まで

広島市告示第４７５号

平成２８年１０月１１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示第４７６号

平成２８年１０月１２日

広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第１４条の規定に基づき，市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更内容（対象住宅，変更後の家賃）
　別紙のとおり
２　変更期間
　平成２８年１０月１４日から平成２９年３月３１日まで
３　変更理由
　浴槽・風呂釜設置

（別紙）

住宅種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃（家賃限度額）	本来家賃（月額）政令月収 0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000	214,001～259,000	259,001～
コミュニティ	霞第Ａ－５住宅	５０７号	中耐	昭和55年	0.8924	57,800	21,000	24,300	27,800	31,300	35,800	41,300	48,400	55,800
公営	観音新町第一アパート	１３号	中耐	昭和41年	0.8749	17,200	9,900	11,400	13,000	14,700	16,800	17,200	17,200	17,200

単位：円

＊収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となってからの経過年数によって算出した金額を加算した額。（本来家賃＋（近傍同種家賃－本来家賃）×割増率）

【割増率】

収入区分	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
158,001円～186,000円	１／５	２／５	３／５	４／５	１
186,001円～214,000円	１／４	２／４	３／４	１	―
214,001円～259,000円	１／２	１	―	―	―
259,001円～	１	―	―	―	―

広島市告示第４７７号

平成２８年１０月１３日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安佐南区伴東四丁目６８３８番１及び６８３９番１
２　開発面積
　１，３９４．３９㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市安佐南区伴東四丁目９番１４号
　上川　哲治
４　検査済証交付年月日
　平成２８年１０月１３日

広島市告示第４７８号

平成２８年１０月１４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関の指定の更新をしたので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
森眼科	広島市中区紙屋町二丁目２－１５	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
加藤眼科	広島市中区白島北町３－２０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
松本内科胃腸科	広島市中区大手町五丁目７－３	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
西村内科医院	広島市中区富士見町２－２１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
広島リウマチ・内科クリニック	広島市中区鉄砲町１０－１３八丁堀伊藤久芳堂ビル３Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団山下内科医院	広島市中区西川口町１２－７	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
女性クリニック　ラポール	広島市中区大手町五丁目３－１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人本山歯科医院	広島市中区上八丁堀７－９	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
一般社団法人広島県歯科医師会　広島口腔保健センター	広島市中区富士見町１１－９	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
コスモス薬局たかの橋店	広島市中区大手町五丁目２－１５高田ビル１Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団シャン・ヴィラージュ会　野村歯科医院	広島市東区光町二丁目６－１万勝ビル内	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人宇品神田クリニック	広島市南区宇品神田一丁目８－２１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
新井内科	広島市南区京橋町７－１８	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団池田整形外科	広島市南区仁保新町二丁目４－５	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
星野歯科医院	広島市南区宇品御幸三丁目１－７	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
アイ薬局	広島市南区仁保新町一丁目９－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
はまさきこどもクリニック	広島市西区庚午中三丁目５－１３	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
平岡内科クリニック	広島市西区横川町二丁目７－１９	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人西冨皮膚科医院	広島市西区草津本町１－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
しのだ皮ふ科	広島市西区横川町二丁目９－２２	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
スマイル薬局観音店	広島市西区東観音町９－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
片岡内科クリニック	広島市安佐南区緑井一丁目５－１－３０３	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
野村病院	広島市安佐南区祇園二丁目４２－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
辰上内科医院	広島市安佐南区緑井三丁目１０－１１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
円林歯科医院	広島市安佐南区長楽寺一丁目８－１１田中ビル１Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
高井歯科医院	広島市安佐南区東原一丁目１－２シーブリーズ東原七番館２Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人ふじわら歯科医院	広島市安佐南区中筋三丁目２９－２３	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
健光堂薬局	広島市安佐南区緑井二丁目１７－８－１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
加藤古市薬局	広島市安佐南区古市二丁目１８－１２	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日

パール薬局　川内店	広島市安佐南区川内四丁目１５－２０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
矢富医院	広島市安佐北区可部四丁目１１－２０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団やまさき整形外科	広島市安佐北区可部南二丁目１４－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
こもりクリニック	広島市安佐北区安佐町飯室１５６９－１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人西廻クリニック	広島市安佐北区亀山二丁目６－２４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人吉川医院	広島市安佐北区大林一丁目２１－３４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団河野医院	広島市安佐北区三入六丁目２１－１６	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
横畑歯科医院	広島市安佐北区落合五丁目２８－１２	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
あさ薬局	広島市安佐北区落合南一丁目１１－２０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
廣本クリニック	広島市安芸区矢野南三丁目１－２	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
わかさ整形外科	広島市安芸区船越一丁目５０－１８	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
メディックス歯科クリニック	広島市安芸区矢野西四丁目１－２１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
大内耳鼻咽喉科医院	広島市佐伯区皆賀二丁目２－２７	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団一陽会　原田病院	広島市佐伯区海老山町７－１０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団たかた外科整形外科	広島市佐伯区海老園一丁目６－１８	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
加藤内科クリニック	広島市佐伯区五日市一丁目５－６１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
和光整形外科クリニック	広島市佐伯区八幡東二丁目２８－８－７	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
医療法人社団こにしこどもクリニック	広島市佐伯区城山二丁目２－４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目９５	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
あい歯科クリニック	広島市佐伯区五日市五丁目６－２６イズミ五日市店別館２Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日

広島市告示第４７９号

平成２８年１０月１４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関の指定の更新をしたので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
田中整形外科クリニック	広島市中区西白島町２０－１５メディカルプラザ西白島２Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
ゆずりは歯科医院	広島市中区十日市町一丁目４－２５妹尾ビル２Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
大坪歯科医院	広島市中区住吉町１３－１０	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
ひがき眼科	広島市東区牛田本町四丁目２－１４	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
アラタニ内科医院	広島市南区仁保新町一丁目３－３１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
森皮膚泌尿器科医院	広島市南区宇品神田三丁目７－１５	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
木本歯科医院	広島市西区草津東一丁目９－１１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
森近内科	広島市安佐南区東原一丁目１－２　３Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
ミヤマ歯科医院	広島市安佐南区相田二丁目６－１２品村ビル３Ｆ	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
上重歯科医院	広島市安佐南区西原四丁目１８－５	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
松原医院	広島市安佐北区三入三丁目１６－２２	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
大木クリニック	広島市安芸区船越三丁目１４－４１	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日
あおじ歯科医院	広島市安芸区上瀬野二丁目１２－４６	平成２８年１０月１日	平成３４年９月３０日

広島市告示第４８０号

平成２８年１０月１７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団原皮膚科	広島市中区紙屋町一丁目５－１２	平成２８年２月２８日
ウォンツ薬局白島通り店	広島市中区八丁堀１２－３	平成２８年９月１５日
中川医院	広島市南区南蟹屋一丁目１－２９	平成２８年９月３０日
しみず眼科医院	広島市西区井口明神一丁目１４－４９明神ビル４Ｆ	平成２８年９月３０日
生協さえき病院	広島市佐伯区八幡東三丁目１１－２９	平成２８年９月３０日

広島市告示第４８１号

平成２８年１０月１７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	休止年月日
五日市中野眼科医院	広島市佐伯区海老園一丁目５－４０	平成２８年７月１日
有限会社小島薬局	広島市佐伯区海老園一丁目４－２６	平成２８年７月１日

広島市告示第４８２号

平成２８年１０月１７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	変更年月日
（新）㈱旭ゆめ薬局	広島市南区旭二丁目４－３	平成２８年７月１５日
（旧）㈲旭ゆめ薬局		

広島市告示第４８３号

平成２８年１０月１７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日 指定有効期限
ハート歯科クリニック	広島市中区大手町三丁目１３－８	平成２８年８月１日 平成３４年７月３１日
ウォンツ薬局　白島通り店	広島市中区八丁堀１２－４　１Ｆ	平成２８年９月１４日 平成３４年９月１３日
だんばら耳鼻咽喉科クリニック	広島市南区段原南一丁目３－５３広島イーストビル１Ｆ	平成２８年１０月１日 平成３４年９月３０日
宮川眼科	広島市西区己斐本町三丁目４－５	平成２８年９月１日 平成３４年８月３１日
生協さえき歯科	広島市佐伯区八幡東三丁目１１－２９	平成２８年１０月１日 平成３４年９月３０日
訪問看護ステーションぅぃず	広島市佐伯区三宅一丁目３－５７	平成２８年９月１日 平成３４年８月３１日

広島市告示第４８４号

平成２８年１０月１７日

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第４４条第１項の規定による認定特定非営利活動法人として認定したので，同法第４９条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　名称
　特定非営利活動法人乳がん患者友の会きらら
２　代表者の氏名
　中川　圭子
３　主たる事務所の所在地
　広島市中区橋本町３番１９号
４　当該認定の有効期間
　平成２８年１０月１７日から平成３３年１０月１６日まで
５　定款に記載された目的
　この法人は，乳がん等の患者とその家族に対して，地域における患者サイドに立った情報の提供や，地域の医療等の向上を

図ることに関する事業を行い，乳がん等の患者とその家族が満足できる医療を受けることができる環境の実現に寄与することを目的とする。

広島市告示第４８５号

平成２８年１０月１７日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項及び第２項の規定に基づき，次の文書については印影を印刷することにより，公印の押なつに代えることを承認し，告示しましたが，平成２８年３月３１日をもって，印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめましたので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

文書名	告示日 告示番号	印影に使用する公印の名称
乳幼児等療養援護金支給決定通知書 ひとり親家庭等療養援護金支給決定通知書 重度心身障害者療養援護金支給決定通知書	平成２６年３月１７日 広島市告示第１２２号	厚生部専用市長印

広島市告示第４８６号

平成２８年１０月１７日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項及び第２項の規定に基づき，次の文書については印影を印刷することにより，公印の押なつに代えることを承認し，告示しましたが，平成２８年１２月３１日をもって，印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめますので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

文書名	告示日 告示番号	印影に使用する公印の名称
乳児医療費受給者証	昭和５３年２月２５日 広島市告示第４４号	市長印

広島市告示第４８７号

平成２８年１０月１７日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項及び第２項の規定に基づき，次の文書については，印影の印刷により，公印の押なつに代えることを承認したので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

文　書　名	印影を印刷する公印の名称
こども医療費受給者証	市長印

広島市告示第４８８号

平成２８年１０月１８日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項及び第２項の規定に基づき，次の文書については印影を印刷することにより，公印の押なつに代えることを承認し，告示しましたが，平成２８年１２月３１日をもって，印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめますので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

文書名	告示日 告示番号	印影に使用する公印の名称
乳幼児等医療費支給非該当通知書 乳幼児等医療費支給申請却下通知書 乳幼児等医療費支給決定通知書	平成２６年３月１７日 広島市告示第１２２号	厚生部専用市長印

広島市告示第４８９号

平成２８年１０月１８日

広島市公印管理規則（昭和２７年広島市規則第３９号）第９条第１項及び第２項の規定に基づき，次の文書については，電子計算機に記録した印影の用紙への出力により，公印の押なつに代えることを承認したので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

文　書　名	印影を印刷する公印の名称
こども医療費支給非該当通知書 こども医療費支給申請却下通知書 こども医療費支給決定通知書 こども医療費受給者資格認定通知書	厚生部専用市長印

広島市告示第４９０号

平成２８年１０月１９日

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条に規定する，平成２７年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費を，別紙のとおり定めましたので，告示します。

広島市長　　松　井　一　實

（別紙）　（単位：円）

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児
基町保育園	2,224,080	1,263,730	552,190	457,740	2,186,890	1,226,540	514,990	420,550
竹屋保育園	2,324,720	1,364,370	652,830	558,390	2,265,650	1,305,300	593,760	499,310
吉島保育園	2,220,190	1,259,840	548,300	453,860	2,183,000	1,222,650	511,100	416,660
本川保育園	2,299,560	1,339,210	627,670	533,230	2,244,740	1,284,390	572,850	478,410
神崎保育園	2,223,350	1,263,000	551,460	457,020	2,186,160	1,225,810	514,260	419,820
舟入保育園	2,249,730	1,289,380	577,830	483,390	2,206,330	1,245,980	534,440	440,000
江波保育園	2,298,590	1,338,240	626,700	532,250	2,243,770	1,283,420	571,880	477,440
江波第二保育園	2,280,840	1,320,490	608,950	514,510	2,231,620	1,271,270	559,720	465,280
福木保育園	2,246,320	1,285,970	574,430	479,990	2,205,240	1,244,890	533,350	438,900
温品保育園	2,222,260	1,261,910	550,360	455,920	2,185,060	1,224,710	513,170	418,730
戸坂保育園	2,220,920	1,260,570	549,030	454,580	2,183,730	1,223,380	511,830	417,390
東浄保育園	2,224,080	1,263,730	552,190	457,740	2,186,890	1,226,540	514,990	420,550
中山保育園	2,279,990	1,319,640	608,100	513,660	2,230,770	1,270,410	558,870	464,430
わかくさ保育園	2,217,640	1,257,290	545,750	451,300	2,180,440	1,220,090	508,550	414,110
あけぼの保育園	2,264,310	1,303,960	592,420	497,980	2,216,180	1,255,830	544,290	449,840
荒神保育園	2,486,750	1,526,390	814,850	720,410	2,404,580	1,444,230	732,690	638,240
大州保育園	2,480,060	1,519,710	808,170	713,720	2,397,890	1,437,540	726,000	631,560
青崎保育園	2,249,240	1,288,890	577,350	482,910	2,205,850	1,245,500	533,960	439,510
皆実保育園	2,246,320	1,285,970	574,430	479,990	2,205,240	1,244,890	533,350	438,900
大河保育園	2,224,080	1,263,730	552,190	457,740	2,186,890	1,226,540	514,990	420,550
仁保新町保育園	2,279,990	1,319,640	608,100	513,660	2,230,770	1,270,410	558,870	464,430
仁保保育園	2,323,990	1,363,640	652,100	557,660	2,264,920	1,304,570	593,030	498,580
楠那保育園	2,486,750	1,526,390	814,850	720,410	2,404,580	1,444,230	732,690	638,240
宇品東保育園	2,280,840	1,320,490	608,950	514,510	2,231,620	1,271,270	559,720	465,280
元宇品保育園	2,547,280	1,586,930	875,380	780,940	2,453,080	1,492,730	781,180	686,740
出島保育園	2,545,330	1,584,980	873,440	779,000	2,451,130	1,490,780	779,240	684,800
似島保育園	3,098,620	2,138,270	1,426,730	1,332,280	2,881,410	1,921,060	1,209,520	1,115,080
三篠保育園	2,220,190	1,259,840	548,300	453,860	2,183,000	1,222,650	511,100	416,660
横川保育園	2,629,930	1,669,580			2,520,290	1,559,940		
小河内保育園	2,482,130	1,521,780	810,230	715,790	2,399,960	1,439,610	728,070	633,620
ふくしま保育園	2,236,480	1,276,130	564,590	470,140	2,197,340	1,236,990	525,450	431,000
ふくしま第二保育園	2,355,350	1,395,000	683,460	589,020	2,289,230	1,328,880	617,340	522,890
己斐保育園	2,279,260	1,318,910	607,370	512,930	2,230,040	1,269,690	558,140	463,700
古田保育園	2,323,020	1,362,670	651,130	556,680	2,263,950	1,303,600	592,060	497,610
庚午保育園	2,219,220	1,258,870	547,330	452,880	2,182,020	1,221,670	510,130	415,690
草津保育園	2,222,260	1,261,910	550,360	455,920	2,185,060	1,224,710	513,170	418,730
みゆき保育園	2,217,030	1,256,680	545,140	450,690	2,179,840	1,219,490	507,940	413,500
井口保育園	2,223,230	1,262,880	551,340	456,890	2,186,040	1,225,690	514,140	419,700
川内保育園	2,280,840	1,320,490	608,950	514,510	2,231,620	1,271,270	559,720	465,280
緑井保育園	2,486,750	1,526,390	814,850	720,410	2,404,580	1,444,230	732,690	638,240
大町保育園	2,247,420	1,287,070	575,520	481,080	2,206,330	1,245,980	534,440	440,000
大町第二保育園	2,760,230	1,799,880	1,088,340		2,629,810	1,669,460	957,910	
安東保育園	2,236,480	1,276,130	564,590	470,140	2,197,340	1,236,990	525,450	431,000
上安保育園	2,265,290	1,304,930	593,390	498,950	2,217,150	1,256,800	545,260	450,820
中筋保育園	2,225,300	1,264,950	553,400	458,960	2,188,100	1,227,750	516,210	421,770
古市保育園	2,246,810	1,286,460	574,920	480,470	2,205,730	1,245,380	533,830	439,390
原保育園	2,299,560	1,339,210	627,670	533,230	2,244,740	1,284,390	572,850	478,410
祇園保育園	2,222,140	1,261,780	550,240	455,800	2,184,940	1,224,590	513,050	418,610
長束保育園	2,280,840	1,320,490	608,950	514,510	2,231,620	1,271,270	559,720	465,280
山本保育園	2,265,040	1,304,690	593,150	498,710	2,216,910	1,256,560	545,020	450,570
沼田保育園	2,486,750	1,526,390	814,850	720,410	2,404,580	1,444,230	732,690	638,240
高南保育園	3,098,620	2,138,270	1,426,730	1,332,280	2,881,410	1,921,060	1,206,520	1,115,080
三田保育園	2,550,440	1,590,090	878,540	784,100	2,456,240	1,495,890	784,340	689,900

（別紙）　（単位：円）

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児
狩留家保育園	2,631,270	1,670,920	959,370	864,930	2,521,630	1,561,280	849,740	755,290
狩小川保育園	2,547,280	1,586,930	875,380	780,940	2,453,080	1,492,730	781,180	686,740
深川保育園	2,300,530	1,340,180	628,640	534,200	2,245,720	1,285,370	573,820	479,380
真亀保育園	2,223,110	1,262,760	551,220	456,770	2,185,910	1,225,560	514,020	419,580
落合保育園	2,223,960	1,263,610	552,070	457,620	2,186,770	1,226,410	514,870	420,430
口田保育園	2,280,840	1,320,490	608,950	514,510	2,231,620	1,271,270	559,720	465,280
大林保育園	2,482,130	1,521,780	810,230	715,790	2,399,960	1,439,610	728,070	633,620
城保育園	2,249,360	1,289,010	577,470	483,030	2,205,970	1,245,620	534,080	439,630
可部東保育園	2,300,530	1,340,180	628,640	534,200	2,245,720	1,285,370	573,820	479,380
亀山南保育園	2,482,130	1,521,780	810,230	715,790	2,399,960	1,439,610	728,070	633,620
いずみ保育園	2,550,440	1,590,090	878,540	784,100	2,456,240	1,495,890	784,340	689,900
久地保育園	2,755,850	1,795,500	1,083,960	989,520	2,625,430	1,665,080	953,540	859,100
中野保育園	2,542,660	1,582,310	870,760	776,320	2,448,460	1,488,110	776,570	682,120
畑賀保育園	2,323,990	1,363,640	652,100	557,660	2,264,920	1,304,570	593,030	498,580
船越西部保育園	2,755,850	1,795,500	1,083,960	989,520	2,625,430	1,665,080	953,540	859,100
船越南部保育園	2,323,990	1,363,640	652,100	557,660	2,264,920	1,304,570	593,030	498,580
矢野中央保育園	2,222,260	1,261,910	550,360	455,920	2,185,060	1,224,710	513,170	418,730
矢野東保育園	2,353,890	1,393,540	682,000	587,560	2,287,770	1,327,420	615,880	521,440
矢野西保育園	2,250,210	1,289,860	578,320	483,880	2,206,820	1,246,470	534,930	440,480
湯来保育園	2,755,850	1,795,500	1,083,960	989,520	2,625,430	1,665,080	953,540	859,100
湯来南保育園	2,550,440	1,590,090	878,540	784,100	2,456,240	1,495,890	784,340	689,900
石内保育園	2,352,430	1,392,080	680,540	586,100	2,286,310	1,325,960	614,420	519,980
河内保育園	2,236,480	1,276,130	564,590	470,140	2,197,340	1,236,990	525,450	431,000
五月が丘保育園	2,326,300	1,365,950	654,410	559,970	2,267,230	1,306,880	595,340	500,890
利松保育園	2,263,950	1,303,600	592,060	497,610	2,215,820	1,255,460	543,920	449,480
八幡東保育園	2,352,430	1,392,080	680,540	586,100	2,286,310	1,325,960	614,420	519,980
八幡保育園	2,222,620	1,262,270	550,730	456,290	2,185,430	1,225,080	513,540	419,090
千同保育園	2,265,290	1,304,930	593,390	498,950	2,217,150	1,256,800	545,260	450,820
坪井保育園	2,224,080	1,263,730	552,190	457,740	2,186,890	1,226,540	514,990	420,550
三筋保育園	2,352,430	1,392,080	680,540	586,100	2,286,310	1,325,960	614,420	519,980
鈴峰園保育園	2,236,240	1,275,880	564,340	469,900	2,197,100	1,236,750	525,200	430,760
五日市中央北保育園	2,265,290	1,304,930	593,390	498,950	2,217,150	1,256,800	545,260	450,820
五日市駅前保育園	2,222,620	1,262,270	550,730	456,290	2,185,430	1,225,080	513,540	419,090
五日市南保育園	2,246,320	1,285,970	574,430	479,990	2,205,240	1,244,890	533,350	438,900
美の里保育園	2,325,210	1,364,860	653,320	558,870	2,266,140	1,305,790	594,240	499,800

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児
阿戸認定こども園	2,589,330	1,628,980	917,440	823,000	2,479,700	1,519,350	807,800	713,360
	教育標準時間認定							
	３歳児	４歳以上児						
	874,190	776,880						

広島市告示第４９１号

平成２８年１０月２０日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

平成２８年１０月２０日

２　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

３　供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町　名	
汚水及び雨水を排除	東区	上温品一丁目の一部	分流
	西区	高須四丁目の一部	
	安佐北区	可部八丁目の一部	
	安芸区	中野東六丁目の一部	
	佐伯区	五日市中央五丁目の一部	
汚水を排除	東区	中山西二丁目の一部	
	安佐南区	東野三丁目，相田二丁目，山本六丁目，伴東四丁目及び伴東七丁目の各一部	
	安佐北区	深川一丁目，亀崎三丁目，落合南二丁目，可部四丁目，亀山三丁目及び安佐町大字久地の各一部	
	安芸区	矢野町及び矢野西三丁目の各一部	
	佐伯区	三宅四丁目，五日市町大字石内及び五日市町大字下河内の各一部	

広島市告示第４９２号

平成２８年１０月２０日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　下水の処理を開始する年月日

平成２８年１０月２０日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町　名	
西区	高須四丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	東野三丁目，相田二丁目，山本六丁目，伴東四丁目及び伴東七丁目の各一部	
安佐北区	深川一丁目，亀崎三丁目，落合南二丁目，可部四丁目，可部八丁目，亀山三丁目及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	三宅四丁目，五日市中央五丁目，五日市町大字石内及び五日市町大字下河内の各一部	位置：広島市南区向洋沖町１番１号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
東区	上温品一丁目及び中山西二丁目の各一部	
安芸区	中野東六丁目，矢野町及び矢野西三丁目の各一部	

広島市告示第４９３号

平成２８年１０月２０日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので，広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第３３条第２項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

平成２８年１０月２０日

２　汚水を排除し，及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し，及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字秋山の一部	須沢農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字小越の一部	市川農業集落排水処理施設

広島市告示第４９４号

平成２８年１０月２１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，会計管理者の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた出納員

都市整備局都市整備調整課　市街地整備担当課長　沖広　秀則

２　委任した事務

⑴　徴収清算金並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納

⑵　土地区画整理による市有地の売却に伴う売払代金並びに

これに係る延納利息及び遅延利息の収納

⑶　土地区画整理事業用地及び市有地の貸付料及びこれに係る遅延利息並びに使用損害金の収納

⑷　訴訟費用並びに支払督促及び強制執行の申立てに係る費用の収納

⑸　移転補償金に係る返還金の収納

⑹　普通財産の貸付料及びこれに係る遅延利息並びに使用損害金の収納

⑺　普通財産の売払代金並びにこれに係る延納利息及び遅延利息又は違約金の収納

⑻　広島市証明等手数料条例第２条に規定する手数料（都市整備調整課の所掌事務に係るものに限る。）の収納

⑼　入札保証金及び買受申込保証金の出納

⑽　事故弁償金及びこれに係る遅延利息並びに使用損害金の収納

３　委任年月日

平成２８年１０月１９日

広島市告示第４９５号

平成２８年１０月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受ける出納員

健康福祉局地域福祉課

課長　児高　静博

２　委任する事務

⑴　平成２６年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納

⑵　平成２７年度臨時福祉給付金の誤支給に伴う返還金の収納

⑶　年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の誤支給に伴う返還金の収納

３　委任年月日

平成２８年１０月２６日

４　委任期間

平成２８年１０月２６日から平成２９年３月３１日まで

広島市告示第４９６号

平成２８年１０月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，会計管理者の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた物品出納員

都市整備局都市整備調整課　市街地整備担当課長　沖広　秀則

２　委任させた事務

都市整備局都市整備調整課における物品の出納保管に関する事務

３　委任年月日

平成２８年１０月１９日

広島市告示第４９７号

平成２８年１０月２５日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
鈴木杏奈	小町鍼灸院	広島市中区小町２－２７－３０３	はり・きゅう	平成２８年９月３０日

広島市告示第４９８号

平成２８年１０月２５日

広島市市税条例（昭和２９年広島市条例第２５号）第１８条の２第１項の規定に基づき，平成２８年４月２２日付け広島市告示第２３０号において，別途広島市告示で定めることとされている期日のうち，次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事務所を有する法人等に係るものについては，その期限が平成２８年４月１４日から平成２８年１１月２９日までの間に到来するものについて，平成２８年１１月３０日とする。

広島市長　　松　井　一　實

都道府県名	地　　域
熊本県	八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，上益城郡嘉島町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町，天草郡苓北町

広島市告示第４９９号

平成２８年１０月２５日

広島市市税条例（昭和２９年広島市条例第２５号）第１８条の２第１項の規定に基づき，平成２８年４月２２日付け広島市告示第２３０号において，別途広島市告示で定めることとされている期日のうち，次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同

地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについては，その期限が平成２８年４月１４日から平成２８年１２月１５日までの間に到来するものについて，平成２８年１２月１６日とする。

広島市長　松　井　一　實

都道府県名	地　域
熊本県	熊本市，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町，上益城郡益城町

広島市告示第５００号

平成２８年１０月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第５０１号

平成２８年１０月２５日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をしたので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた分任出納員及び委任年月日
　井口連絡所
　主査　本田　芳美
　平成２８年１０月１日
２　委任期間
　平成２８年１０月１日から平成２９年３月３１日まで
３　委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日
　井口連絡所
　主査　桧谷　裕子
　平成２８年９月３０日
４　委任又は委任の解除をした事務
　広島市証明等手数料条例第２条に規定する手数料（連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

広島市告示第５０２号

平成２８年１０月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた分任出納員
　別紙のとおり。
２　委任した事務
　(1)　広島市競輪特別会計規則（昭和２８年広島市規則第１０号）第２条第２項に規定する収納金の収納
　(2)　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
３　委任年月日
　平成２８年１０月２６日
４　委任期間
　平成２８年１０月２６日から平成２９年１月２７日まで

（別紙）

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト札幌	村田　剛	H28. 10. 26～H29. 1. 27
競輪事務局	サテライト石狩	野澤　和雄	

広島市告示第５０３号

平成２８年１０月２６日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
２　委任する事務
　(1)　広島市競輪特別会計規則（昭和２８年広島市規則第１０号）第２条第２項に規定する収納金の収納
　(2)　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
３　委任年月日
　平成２８年１２月２日
４　委任期間
　平成２８年１２月２日から平成２９年１月２７日まで

（別紙）

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下　浩二	H28. 12. 2～H29. 1. 27
競輪事務局	防府競輪場	熊谷　俊二	
競輪事務局	サテライト宇部	酒井　孝子	
競輪事務局	小松島競輪場	壽満　靖司	
競輪事務局	サテライト徳島	森　広樹	
競輪事務局	サテライト南国	木村　祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武田　昌史	
競輪事務局	松山競輪場	堀内　清弘	
競輪事務局	サテライトこまつ	大原　文博	
競輪事務局	サテライト西予	田中　傑計	
競輪事務局	函館競輪場	米田　剛	
競輪事務局	サテライト男鹿	松村　めぐみ	
競輪事務局	名古屋競輪場	児玉　英希	

競輪事務局	サテライト大阪	吉野　博	
競輪事務局	久留米競輪場	豊福　浩二	
競輪事務局	サテライト中洲	佐藤　孝宏	
競輪事務局	サテライト北九州	湯前　亘裕	
競輪事務局	熊本競輪場	山浦　英樹	

広島市告示第５０４号

平成２８年１０月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
安田哲郎	さくらモンデックス　広島中央院	広島市中区大手町三丁目１３－１８　３Ｆ	はり・きゅう	平成２８年９月２９日
山本将志	ほねつぎ祇園接骨院	広島市安佐南区祇園一丁目１４－１０	柔道整復	平成２８年７月１日
吉川純加	祇園はりきゅう院		はり・きゅう	
大鴻志麻	鍼灸院夢みごこち	広島市安佐南区西原九丁目５－２６－２	はり・きゅう	平成２８年８月１９日

広島市告示第５０５号

平成２８年１０月２７日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安佐南区祇園三丁目５４８番２
２　開発面積
　２１，８５６．０４㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市安佐南区西原五丁目１６番６号
　積水ハウス株式会社広島支店
　支店長　近藤　隆裕
４　検査済証交付年月日
　平成２８年１０月２７日

広島市告示第５０８号

平成２８年１０月２８日

平成２８年第４回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長　　松　井　一　實

１　招集日　　平成２８年１１月４日
２　招集場所　　広島市役所
３　付議事件
　(1)　専決処分の報告について
　　道路の管理瑕疵（かし）等による損害賠償額の決定
　(2)　平成２７年度広島市各会計歳入歳出決算，平成２７年度広島市水道事業決算，平成２７年度広島市下水道事業決算，平成２７年度広島市安芸市民病院事業決算，第１０５号議案　平成２７年度広島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び第１０６号議案　平成２７年度広島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

広島市告示第５０９号

平成２８年１０月２８日

広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第１４条の規定に基づき，市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更内容（対象住宅，変更後の家賃）
　別紙のとおり
２　変更期間
　平成２８年１１月１日から平成２９年３月３１日まで
３　変更理由
　浴槽・風呂釜設置

（別紙）

〔変更後の家賃額〕

住宅種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃（家賃限度額）	本来家賃（月額）単位：円 政令月収 0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000	214,001～259,000	259,001～
公営	舟入南第二アパート	２０５号	中耐	昭和49年	0.9449	39,400	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700	39,400	39,400
公営	戸坂東浄第十五アパート	５０６号	中耐	昭和45年	0.8229	20,400	12,100	14,000	16,000	18,000	20,400	20,400	20,400	20,400
公営	宇品あかつき住宅１号棟	４０２号	中耐	昭和56年	0.9077	44,800	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	44,800	44,800
コミュニティ	霞第Ａ－２住宅	２０３号	高耐	昭和57年	0.8967	59,700（67,300）	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800
コミュニティ	霞第Ａ－２住宅	４０７号	高耐	昭和57年	0.8967	59,700（67,300）	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800
コミュニティ	霞第Ｂ－１住宅	４０５号	中耐	昭和55年	0.8967	49,700（49,500）	22,200	25,700	29,400	33,100	37,900	43,700	49,500	49,500
公営	観音新第一アパート	２３号	中耐	昭和41年	0.8749	17,200	9,900	11,400	13,000	14,700	16,800	17,200	17,200	17,200
公営	新庄第五アパート	１１号	中耐	昭和41年	0.8559	17,300	10,100	11,700	13,400	15,100	17,300	17,300	17,300	17,300
公営	庚午南住宅１号棟	１０１号	中耐	昭和59年	0.8837	47,500	25,600	29,500	33,800	38,100	43,500	47,500	47,500	47,500
公営	庚午南住宅１１号棟	１０２号	中耐	昭和61年	0.8821	50,600	27,500	31,700	36,300	40,900	46,700	50,600	50,600	50,600
公営	庚午南住宅２２号棟	４０１号	中耐	昭和62年	0.8874	56,300	29,100	33,500	38,400	43,300	49,500	56,300	56,300	56,300
公営	鈴が峰第四アパート	４０１号	中耐	昭和54年	0.8615	39,700	20,300	23,500	26,800	30,300	34,600	39,700	39,700	39,700
公営	鈴が峰第四アパート	４０２号	中耐	昭和54年	0.8615	39,700	20,300	23,500	26,800	30,300	34,600	39,700	39,700	39,700
公営	鈴が峰第五アパート	８０６号	高耐	昭和54年	0.8646	60,100	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500	46,200	53,300
公営	鈴が峰第五アパート	９０６号	高耐	昭和54年	0.8646	60,100	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500	46,200	53,300
公営	鈴が峰第七アパート	２０４号	中耐	昭和54年	0.8615	42,000	21,300	24,600	28,100	31,700	36,200	41,800	42,000	42,000
公営	鈴が峰東第五十七アパート	１０１号	中耐	昭和53年	0.841	47,400	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	47,400	47,400
公営	鈴が峰西第十九アパート	６０２号	中耐	昭和52年	0.8471	45,300	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000	45,300
公営	鈴が峰西第二十一アパート	２０１号	中耐	昭和52年	0.8471	45,300	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000	45,300
公営	鈴が峰南第四アパート	１００５号	高耐	昭和57年	0.8539	61,400	22,200	25,600	29,300	33,000	37,800	43,600	51,000	58,800
公営	坪井住宅１号棟	１０３号	中耐	昭和44年	0.8511	20,600	12,400	14,300	16,400	18,500	20,600	20,600	20,600	20,600
公営	皆賀住宅３号棟	１０３号	中耐	昭和49年	0.8513	27,300	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	27,300	27,300	27,300

＊収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となってからの経過年数によって算出した金額を加算した額。（本来家賃＋（近傍同種家賃－本来家賃）×割増率）

【割増率】

収入区分	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
158,001円～186,000円	１／５	２／５	３／５	４／５	1
186,001円～214,000円	１／４	２／４	３／４	1	―
214,001円～259,000円	１／２	1	―	―	―
259,001円～	1	―	―	―	―

広島市告示第５１０号

平成２８年１０月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので，同法第８５条第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社M&Cコラボレイション	ディア・レスト可部居宅介護支援事業所	広島市安佐北区亀山一丁目１７番１６号	平成２８年１０月３１日	居宅介護支援

広島市告示第５１１号

平成２８年１０月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社クォーレ広島	株式会社クォーレ広島中央支店	広島市西区観音町１５番１８－２０１号	平成２８年１０月３１日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社のぼるメディカル	ヘルパーステーション「みんなの家」	広島市安佐北区口田南八丁目１５番２号	平成２８年１０月３１日	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人社団絆	訪問介護事業所きずな安芸	広島市安芸区矢野東一丁目１番２０号	平成２８年１０月３１日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社のぼるメディカル	通所介護事業所「ゆめ」	広島市安佐北区口田三丁目３３番５号２Ｆ	平成２８年１０月３１日	通所介護
株式会社のぼるメディカル	デイサービス「みんなの家」	広島市安佐北区口田南八丁目１５番２号	平成２８年１０月３１日	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社のぼるメディカル	デイサービス「ソナタ」	広島市安佐北区狩留家町２８３２番地	平成２８年１０月３１日	介護予防通所介護
特定非営利活動法人悠々自在	通所介護事業所ゆるり	広島市佐伯区皆賀一丁目９番３１－１２号	平成２８年１０月３１日	介護予防通所介護

広島市告示第５１２号

平成２８年１０月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項及び第１１５条の１５第２項の規定により，次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条の１１第２号及び第１１５条の２０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社のぼるメディカル	デイサービス「ソナタ」	広島市安佐北区狩留家町２８３２番地	平成２８年１０月３１日	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人悠々自在	通所介護事業所ゆるり	広島市佐伯区皆賀一丁目９番３１－１２号	平成２８年１０月３１日	地域密着型通所介護
有限会社百樹	高齢者総合福祉施設なだの郷グループホーム	広島市南区青崎二丁目１６番１５号	平成２８年１０月３１日	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
株式会社のぼるメディカル	通所介護事業所「あい」	広島市安佐北区口田三丁目３３番５号	平成２８年１０月３１日	認知症対応型通所介護

広島市告示第５１３号

平成２８年１０月３１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の３第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
福島啓介	へいわ公園鍼灸整骨院	広島市中区堺町一丁目５－１	柔道整復	平成２８年４月５日
奥田稔彦	Ｏ．Ｔ．鍼灸療術院	広島市西区庚午北一丁目１３－２４－４０１	はり・きゅう	平成２８年１０月２１日
田邉延壽	さくらモンデックス　安佐南院	広島市安佐南区伴東一丁目１４－６－１	はり・きゅう	平成２８年９月２０日

広島市告示（中区）第２４２号

平成２８年９月２９日

広島市公園条例（昭和３９年条例第１８号）第１６条の２の規定に基づき，都市公園の区域を次のように変更します。

その関係図書は，広島市中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

名称	所在地	変更前の当該公園区域の面積 変更後の当該公園区域の面積	区域
西部河岸緑地（天満川左岸）	広島市中区寺町２番～舟入南三丁目１７番地先	32,285.62㎡	別紙のとおり
		30,811.30㎡	

別紙　略

広島市告示（中区）第２４３号

平成２８年１０月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４４号

平成２８年１０月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４５号

平成２８年１０月６日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１０月２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（中区）第２４６号

平成２８年１０月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４７号

平成２８年１０月１２日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき，下記のとおり一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等をしましたので，同条第８項に基づき告示します。

この関係図書は，中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長　松井一實

記

１　対象区域の名称　基町アパート
２　対象区域の位置　広島市中区基町１－３外２３筆
３　認定番号　第Ｈ２８認定通知広島市建１０００３号
４　認定年月日　平成２８年１０月１２日
５　対象区域及びその区域内の建築物等の概要　別紙認定計画書による。

別紙　略

広島市告示（中区）第２４８号

平成２８年１０月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４９号

平成２８年１０月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５０号

平成２８年１０月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５１号

平成２８年１０月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５２号

平成２８年１０月１７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５３号

平成２８年１０月１７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５４号

平成２８年１０月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５５号

平成２８年１０月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５６号

平成２８年１０月１９日

西新天地自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１０月１５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２５７号

平成２８年１０月２１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の５第２項の規定に基づき，下記の対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取消しましたので，同条第４項に基づき告示します。

この関係図書は，中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

記

１　対象区域の名称　吉島西三丁目宿舎
２　対象区域の位置　広島市中区吉島西三丁目８０７－５
３　認定番号　第Ｈ２８認定通知広島市建１０００４号
４　認定年月日　平成２８年１０月２１日
５　対象区域及びその区域内の建築物等の概要　別紙による。

別紙　略

広島市告示（中区）第２５８号

平成２８年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５９号

平成２８年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２６０号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２６１号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２６２号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２６３号

平成２８年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２６４号

平成２８年１０月２８日

西新天地自転車等駐車場，袋町自転車等駐車場及び広島バスセンター西Ａ自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１０月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２６５号

平成２８年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１００号

平成２８年１０月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１０１号

平成２８年１０月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１０２号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（南区）第１４８号

平成２８年１０月３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１４９号

平成２８年１０月５日

広島駅南口第三駐輪場Ａ内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１５０号

平成２８年１０月１１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５１号

平成２８年１０月１１日

広島駅南口第五駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１５２号

平成２８年１０月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５３号

平成２８年１０月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５４号

平成２８年１０月１４日

広島駅南口第三駐輪場Ａ内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月１３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１５５号

平成２８年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５６号

平成２８年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５７号

平成２８年１０月２１日

天神川駅南自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１５８号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１５９号

平成２８年１０月２４日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１６０号

平成２８年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第８６号

平成２８年１０月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第８７号

平成２８年１０月７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第８８号

平成２８年１０月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第８９号

平成２８年１０月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第９０号

平成２８年１０月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第９１号

平成２８年１０月２１日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月２１日から同年１１月４日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市　道	西５区草津鈴が峰線	広島市西区井口一丁目１６０７番地地先から広島市西区井口一丁目１５５６番地１地先まで	旧	メートル 38.60 ～ 45.50	メートル 83.00
			新	メートル 37.40 ～ 45.00	メートル 83.00

広島市告示（西区）第９２号

平成２８年１０月２４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第９３号

平成２８年１０月２７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第９４号

平成２８年１０月３１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安佐南区）第７８号

平成２８年１０月４日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第１４号
２　指定年月日　平成２８年１０月４日
３　道路の位置　広島市安佐南区川内六丁目４４５番２の一部
４　幅員及び延長　幅員　６．０ｍ
　　延長　４２．６５ｍ

広島市告示（安佐南区）第７９号

平成２８年１０月５日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は，平成２８年１０月５日から平成２８年１０月１９日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	水路名等	所在（起点及び終点）
水　路	Ｋ３－Ｅ２－か－２－５－１－３７号水路	広島市安佐南区上安二丁目１１７６番

広島市告示（安佐南区）第８０号

平成２８年１０月２４日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２８年９月２３日，同年１０月３日，同年１０月１３日及び同年１０月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第８１号

平成２８年１０月２６日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２８年１０月２６日から同年１１月９日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	旧	安佐南２区１１４４号里道	広島市安佐南区中須一丁目３７１番７地先から 広島市安佐南区大町東二丁目３７８番２地先まで
	新	安佐南２区１１４４号里道	広島市安佐南区中須一丁目３７１番７地先から 広島市安佐南区中須一丁目３８０番４地先まで
里　道	旧	安佐南２区１１６３号里道	広島市安佐南区大町東二丁目２８２番１地先から 広島市安佐南区中須一丁目３７０番１地先まで
	新	安佐南２区１１６３号里道	広島市安佐南区大町東二丁目２８２番１地先から 広島市安佐南区大町東二丁目２８２番１地先まで
里　道	旧	安佐南２区１１６８号里道	広島市安佐南区大町東二丁目２０３番３地先から 広島市安佐南区大町東二丁目２０５番２地先まで
	新	安佐南２区１１６８号里道	広島市安佐南区大町東二丁目２０３番３地先から 広島市安佐南区大町東二丁目２０５番８地先まで

広島市告示（安佐南区）第８２号

平成２８年１０月２６日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，平成２８年１０月２６日から同年１１月９日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	安佐南２区１４４２号里道	広島市安佐南区中須一丁目３７０番１地先から 広島市安佐南区中須一丁目３７０番１地先まで

広島市告示（安佐南区）第８３号

平成２８年１０月２８日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長　松井一實

１　街区の区域を変更する区域
　安佐南区祇園三丁目の街区の一部
２　変更の内容
　別図のとおり
３　変更期日
　平成２８年１１月１日

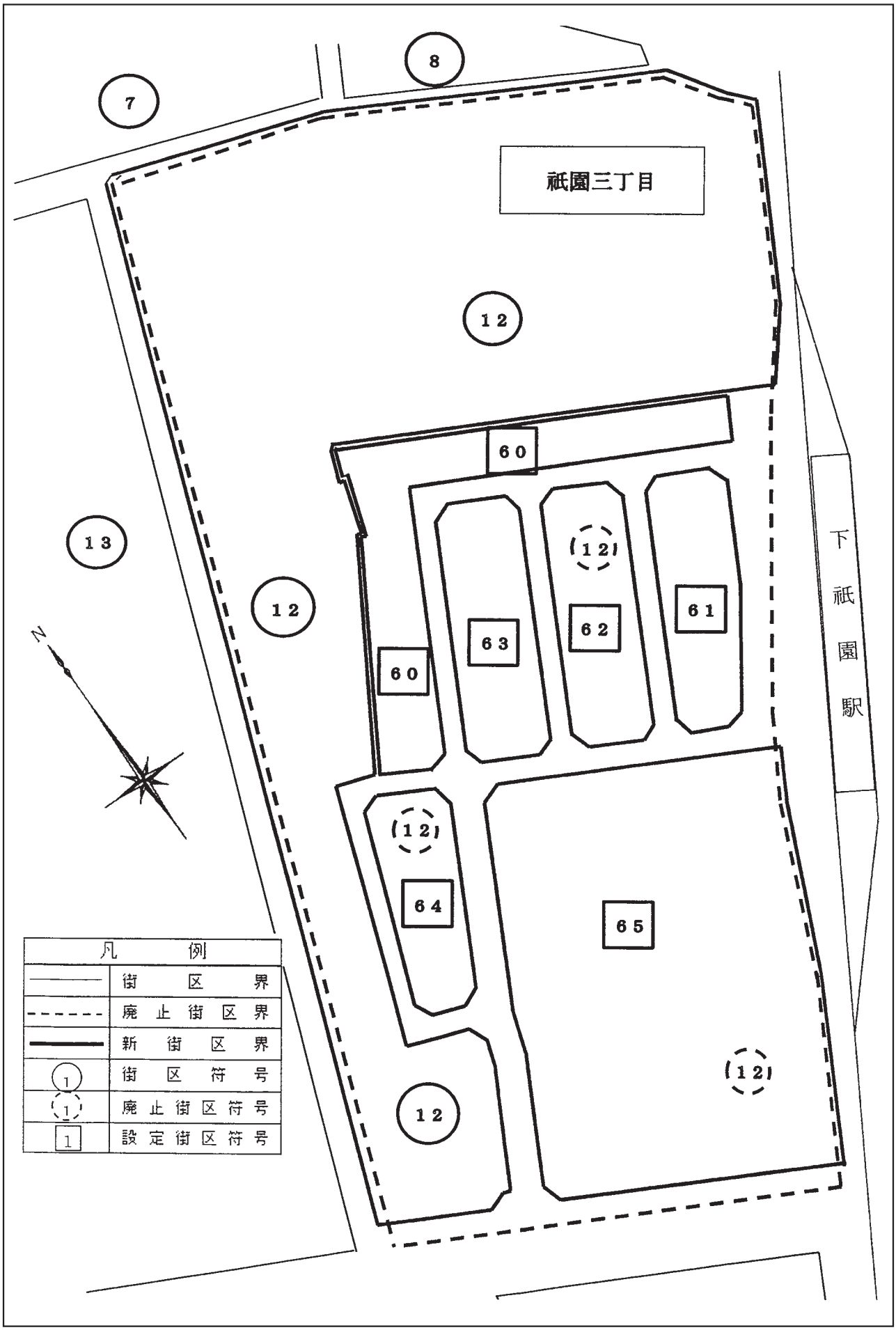
8
7
祇園三丁目
12
60
13
12
12
63
62
61
60
下祇園駅
N
12
64
65
12
12
凡 例
街 区 界
廃 止 街 区 界
新 街 区 界
街 区 符 号
廃 止 街 区 符 号
設 定 街 区 符 号

広島市告示（安佐南区）第８４号

平成２８年１０月３１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

１　指定番号　第１号
２　指定年月日　平成２８年１０月３１日
３　道路の種別　広島市道
　路線名　⑴　安佐南４区２５３号線
　　⑵　安佐南４区２４９号線
４　道路の位置　⑴　起点：広島市安佐南区伴東五丁目７９３６－１
　　終点：広島市安佐南区伴東五丁目７９３６－３
　　⑵　起点：広島市安佐南区伴東五丁目７９３６－１
　　終点：広島市安佐南区伴東五丁目７９３５－１
５　道路延長　⑴　６０．００ｍ
　　⑵　５．００ｍ
６　道路幅員　⑴　１１．５０～１３．００ｍ
　　⑵　８．００ｍ

広島市告示（安佐北区）第１４０号

平成２８年１０月４日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４４第４項の規定に基づき，安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
　安佐北区役所安佐出張所　事務推進員　石原　光
２　委任させた事務
⑴　市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分による収納金の収納
⑵　国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
⑶　国民健康保険未収納一部負担金の収納
⑷　国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
⑸　介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
⑹　介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
⑺　後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
⑻　児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
⑼　市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
⑽　幼稚園授業料の収納
⑾　広島市証明等手数料条例第２条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
⑿　下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
⒀　下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
⒁　下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
⒂　下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
⒃　下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
３　委任年月日
　平成２８年１０月１日

広島市告示（安佐北区）第１４１号

平成２８年１０月４日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　松井一實

１．指定番号　第６号
２．指定年月日　平成２８年１０月４日
３．道路の位置　広島市安佐北区亀山七丁目の３８８番６の一部，及び３８９番３の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．０メートル
　　延長　４０．１６メートル

広島市告示（安佐北区）第１４２号

平成２８年１０月１３日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　松井一實

１．指定番号　第７号
２．指定年月日　平成２８年１０月１３日
３．道路の位置　広島市安佐北区三入一丁目の１３５１番１の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．５０～６．００メートル
　　延長　３９．６０メートル

広島市告示（安佐北区）第１４３号

平成２８年１０月１４日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）による事業計画のある次の道路を，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は，安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第１号
２　指定年月日　平成２８年１０月１４日
３　路線名　安佐北３区９７０号線
４　指定区間　（起点）安佐北区亀山南二丁目２５４－２地先
（終点）安佐北区亀山南二丁目２６２地先
５　幅員　７．００～２２．２５ｍ
６　延長　１３８．５０ｍ

広島市告示（安佐北区）第１４４号

平成２８年１０月２０日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月２０日から同年１１月３日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
国道	１９１号	安佐北区安佐町大字飯室字五反田１６０２番１地先から安佐北区安佐町大字飯室字込田３５４７番１地先まで	旧	7.50～10.50	119.00
			新	7.50～10.50	119.00
			新	7.50～18.50	124.00

広島市告示（安佐北区）第１４５号

平成２８年１０月２０日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月２０日から同年１１月３日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
国道	１９１号	安佐北区安佐町大字飯室字五反田１６０２番１地先から安佐北区安佐町大字飯室字込田３５４７番１地先まで	平成２８年１１月３日

広島市告示（安佐北区）第１４６号

平成２８年１０月２１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１．指定番号　第８号
２．指定年月日　平成２８年１０月２１日
３．道路の位置　広島市安佐北区深川三丁目３７１番１の一部
４．幅員及び延長　幅員　４．００メートル
延長　１８．０３メートル

広島市告示（安佐北区）第１４７号

平成２８年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安佐北区）第１４８号

平成２８年１０月２８日

可部駅西口北側駐輪場，可部駅西口南側駐輪場，中島駐輪場，及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２８年１０月２７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第１４９号

平成２８年１０月３１日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２８年１０月３１日から同年１１月１４日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
県　道	主要地方道広島三次線	安佐北区白木町大字三田字上小椿４１５４番２地先から安佐北区白木町大字三田字上小椿４１４４番１地先まで	旧	7.22～8.87	36.06
			新	10.85～14.00	

広島市告示（安芸区）第８４号

平成２８年１０月７日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり変更しました。

関係図書は，広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　変更番号　第１２号
２　変更年月日　平成２８年１０月７日
３　道路の位置　広島市安芸区瀬野三丁目の１２０６番２の一部，１２０６番６の一部，１２０６番８の一部，１２０７番１３の一部，１２０７番１４の一部
４　幅　　員　４．１０～６．１０メートル
５　延　　長　４４．６６メートル

広島市告示（安芸区）第８５号

平成２８年１０月１９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第８６号

平成２８年１０月１９日

安芸区駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，１０月１４日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（安芸区）第８７号

平成２８年１０月２４日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第１３号
２　指定年月日　平成２８年１０月２４日
３　道路の位置　広島市安芸区中野東二丁目６４３９番１の一部，６４４０番３の一部
４　幅　　員　４．００メートル，５．００メートル
５　延　　長　３９．３６メートル

広島市告示（安芸区）第８８号

平成２８年１０月２８日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２８年１０月２８日から同年１１月１１日まで，広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里　道	安芸１区２５３号里道	広島市安芸区瀬野町字河内２０２３番１地先から広島市安芸区瀬野町字河内２０２３番２地先まで

広島市告示（佐伯区）第１４７号

平成２８年１０月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４８号

平成２８年１０月７日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第４号
２　指定年月日　平成２８年１０月７日
３　道路の位置　広島市佐伯区五日市町大字上河内字南垣内の５６４番の一部及び５６７番９

４　幅員及び延長　幅員　４．２０メートルから６．００メートル
　　延長　４９．８２メートル

広島市告示（佐伯区）第１４９号

平成２８年１０月７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５０号

平成２８年１０月１１日

次のとおり，住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長　松井一實

１　変更する区域
　佐伯区五日市二丁目の街区の一部
２　変更の内容
　別図のとおり。
３　変更年月日
　平成２８年１０月１１日

（別図）

佐伯区五日市二丁目街区の区域の変更図

変更前

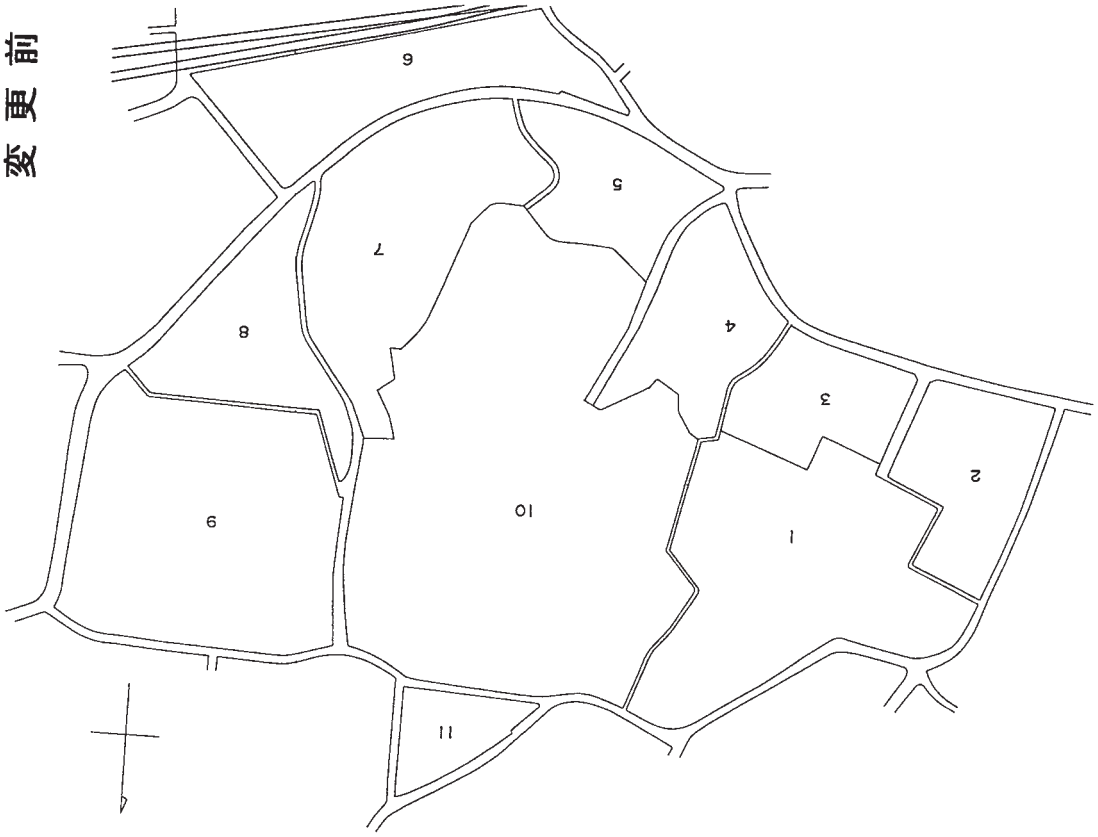

変更後

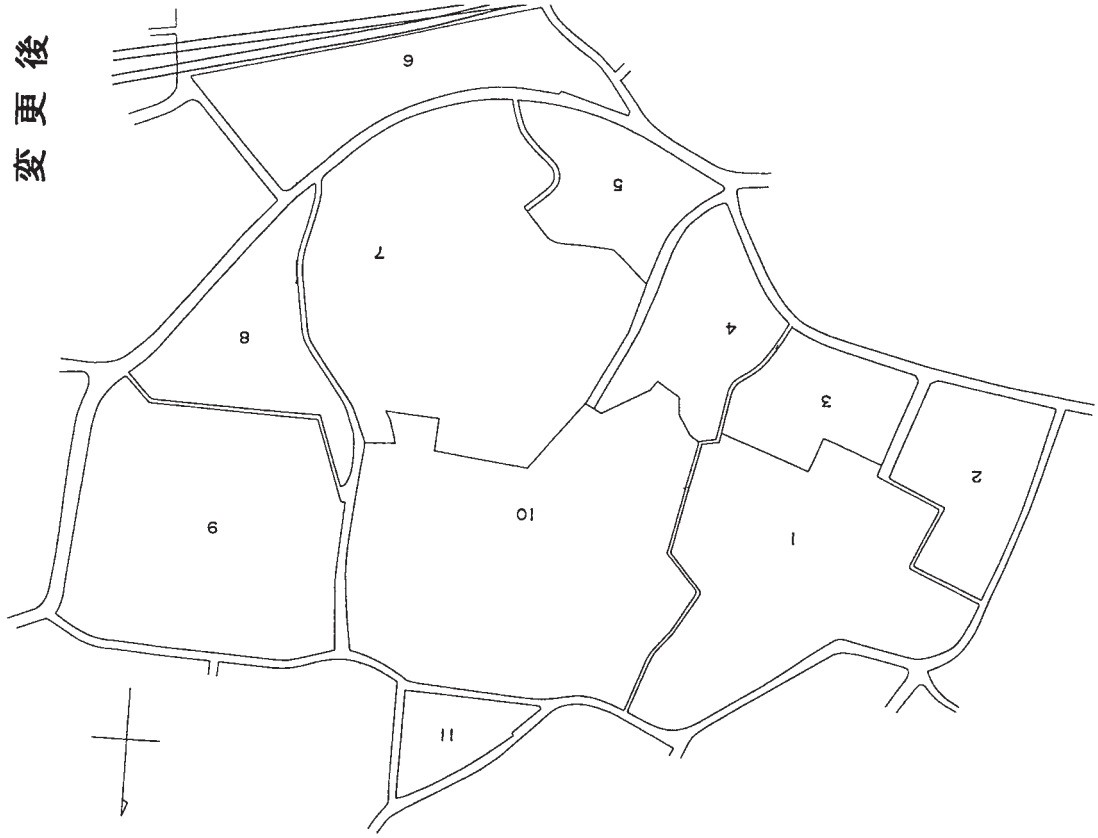

広島市告示（佐伯区）第１５１号

平成２８年１０月１２日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２８年１０月１２日から同年１０月２６日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ３－Ｈ－９－４－３号水路	広島市佐伯区五日市五丁目１５１１番８地先から同１５１１番８地先まで

広島市告示（佐伯区）第１５２号

平成２８年１０月１３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，平成２８年１０月１３日から同年同月２７日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	佐伯２区５２１号里道	広島市佐伯区八幡五丁目２１８番地先～２１８番地先
里道	佐伯２区５２２号里道	広島市佐伯区八幡五丁目２１６番地先～２１８番地先
水路	Ｋ３－Ｈ－１３６－１－３水路	広島市佐伯区八幡五丁目２１６番地先～２１８番地先

広島市告示（佐伯区）第１５３号

平成２８年１０月１３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は，平成２８年１０月１３日から同月２７日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	佐伯２区３４９号里道	広島市佐伯区八幡二丁目３０８番地先から 広島市佐伯区八幡二丁目３１８番地先まで

広島市告示（佐伯区）第１５４号

平成２８年１０月１３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は，平成２８年１０月１３日から同月２７日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	Ｋ３－Ｈ－１３３－５－６号水路	広島市佐伯区八幡二丁目３０８番地先から 広島市佐伯区八幡二丁目３１８番地先まで

広島市告示（佐伯区）第１５５号

平成２８年１０月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５６号

平成２８年１０月１４日

広電佐伯区役所前駅駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２８年１０月１２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，次のとおり告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１５７号

平成２８年１０月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５８号

平成２８年１０月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５９号

平成２８年１０月１８日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２８年１０月１７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１６０号

平成２８年１０月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６１号

平成２８年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６２号

平成２８年１０月２８日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２８年１０月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第３１号

平成２８年１０月１８日

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２８年９月１日現在調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を，次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長　中　村　信　介

１　場　所　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
広島市中区役所内　広島市中区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成２８年１０月２２日（土），同月２３日（日），同月２９日（土），同月３０日（日）及び１１月３日（祝）については，中区役所市民部市民課休日受付窓口）

２　期間等　平成２８年１０月２０日から同年１１月３日までの１５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第３３号

平成２８年１０月１４日

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２８年９月１日現在で調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を，次により関係人の縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長　大　原　貞　夫

１　場　所　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
広島市南区役所内　広島市南区選挙管理委員会事務局

２　期間等　平成２８年１０月２０日から同年１１月３日までの１５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第３１号

平成２８年１０月１２日

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２８年９月１日現在において調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を，次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長　舩　木　孝　和

１　場　所　広島市西区福島町二丁目２番１号
広島市西区役所内　広島市西区選挙管理委員会事務局
２　期間等　平成２８年１０月２０日から同年１１月３日までの１５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第３４号

平成２８年１０月１７日

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２８年９月１日現在により調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を，次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長　荒井秀則

１　場　所　広島市安芸区船越南三丁目４番３６号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成２８年１０月２２日（土），同月２３日（日），同月２９日（土），同月３０日（日）及び１１月３日（祝）については，安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
２　期間等　平成２８年１０月２０日から同年１１月３日までの１５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第３４号

平成２８年１０月１２日

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第９４条において準用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２３条第１項の規定により，平成２８年９月１日現在調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を，次により関係人の縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長　久笠信雄

１　期間等　平成２８年１０月２０日から同年１１月３日までの１５日間，毎日，午前８時３０分から午後５時まで
２　場　所　広島市佐伯区海老園二丁目５番２８号
広島市佐伯区役所内　広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
（平成２８年１０月２２日（土），同月２３日（日），同月２９日（土），同月３０日（日）及び１１月３日（祝）については，佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第１５号

平成２８年１０月１４日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長　井内康輝

１　日　時　平成２８年１０月２１日（金）　午後１時３０分
２　場　所　中区役所６階教育委員室
３　議　題
【公開予定議題】
⑴　広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告）
⑵　「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告）
⑶　第３０回広島市青少年健全育成市民大会の開催について（報告）
⑷　平成２８年度第１回「広島市青少年問題協議会」の開催について（報告）
⑸　平成２９年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）

監査公表

広島市監査公表第３６号

平成２８年１０月２７日

広島市監査委員　佐伯克彦
同　井上周子
同　米津欣子
同　八軒幹夫

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により，広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお，併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても，当該通知に係る事項を公表する。

（別　紙）

平成２７年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（健康福祉局）

１　監査意見公表年月日
平成２８年２月３日（広島市監査公表第３号）

2　包括外部監査人

村田　賢治

3　監査意見に対する対応結果通知年月日

平成２８年１０月１４日（広高介第１４７号）

4　監査のテーマ

高齢者施策に関する事務の執行について

5　監査の意見及び対応の内容

⑴　サービス事業者等に対する実地指導の頻度について（所管課：健康福祉局高齢福祉部介護保険課）	
監　査　の　意　見　の　要　旨	対　応　の　内　容
厚生労働省の通知において，平成１７年度までは原則３年に１回のサービス事業者等に対する実地指導が求められていたが，平成１８年度以降においては効果的かつ効率的な実地指導を行う観点から，原則３年に１回の実地指導を行う規定は削除されている。従来，広島市は原則３年に１回の実地指導をしていたが，平成２４年度から施設サービスや居宅サービスの指定権限等が広島県から移譲され，広島市が実施すべき実地指導件数が増大したことを踏まえ，指定更新時（６年ごと）に実地指導をすることとしている。しかし，無条件に指定更新時のみに実地指導を行うことは，実施頻度が下がり効率的にはなるものの，実地指導において指摘事項があったサービス事業者等への実地指導の頻度も下げることになり，適時に十分な指導が行われないことから問題がある。 そのため，現状の指定更新時に実地指導を実施する方針は維持しつつ，実地指導において継続的に確認すべき指摘事項があったサービス事業者等に対しては，次回の指定更新時実地指導のほかに適時に実地指導を行うべきである。	監査の意見を踏まえ，平成２７年度以降の「介護保険事業者の指導監督実施計画」において，実地指導後も改善状況を継続的に確認する必要のあるサービス事業者等に対しては，当該実施年度の次年度にも実地指導を実施すること等を盛り込み，指定更新時実地指導のほかに適時に実地指導を行うこととした。

⑵　介護保険料の減免要件について（所管課：健康福祉局高齢福祉部介護保険課）	
監　査　の　意　見　の　要　旨	対　応　の　内　容
介護保険料の減免制度において，特に収入が低く，生活が著しく困窮している人の要件に「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が，３５０万円以下であること」とあるが，広島市では当該要件については申請者からの自己申告に基づき判定を行っている。これに対し，仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・静岡市・岡山市・北九州市・福岡市など他の政令指定都市では，介護保険料の減免に当たり通帳等の確認を行っている。申請者の自己申告のみでは申告内容が誤っている可能性があることから，広島市においても通帳等により，「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が，３５０万円以下であること」を確認すべきである。	監査の意見を踏まえ，「介護保険料減免及び徴収猶予取扱要領」の改正を行い，平成２８年４月１日から介護保険料の減免に当たり通帳等の確認を行うよう改めた。

平成２７年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表

（経済観光局）

1　監査結果公表年月日

平成２８年２月３日（広島市監査公表第３号）

2　包括外部監査人

村田　賢治

3　監査結果に基づいて講じた措置通知年月日

平成２８年１０月１９日（広経雇第４０号）

4　監査のテーマ

高齢者施策に関する事務の執行について

5　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

公益社団法人広島市シルバー人材センター ⑴　役員の報酬等に関する規程の公表について（所管課：経済観光局雇用推進課）	
監　査　の　結　果　の　要　旨	措　置　の　内　容
公益社団法人である広島市シルバー人材センターでは，「公益社団法人広島市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程」	広島市シルバー人材センターでは，監査実施時の指摘を受け，平成２７年９月から役員報酬規程をホームページで公表した。

（以下「役員報酬規程」という。）を定めている。公益社団法人は，「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて，役員報酬等の支給の基準を公表する義務があるが，広島市シルバー人材センターでは，これを公表していない。 なお，監査実施時における指摘により広島市シルバー人材センターは役員報酬規程をホームページにて公表しており，平成２７年度包括外部監査結果報告書作成時には，当該法律違反の状態は解消している。	また，本市から広島市シルバー人材センターに対し，「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の関係法令を確認し，各種規定等の状況に不備がないかをチェックして適切な事務処理を徹底するよう指導した。

(2) 賞与引当金の計上について（所管課：経済観光局雇用推進課）

監査の結果の要旨	措置の内容
「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」（日本公認会計士協会作成）では，賞与は，支給時の一時の費用として処理するのではなく，期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について，当期の費用として引当金計上する必要があるとされている。 この「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」に基づけば，広島市シルバー人材センターでは，平成２７年６月支給の期末手当（基準日６月１日）及び勤勉手当（基準日６月１日）のうち，平成２６年度に属する計算対象期間に係る金額については，平成２６年度決算に賞与引当金を計上する必要があったが，広島市シルバー人材センターでは計上していなかった。 なお，賞与引当金の対象となる計算対象期間は下記のとおりである。	広島市シルバー人材センターでは，監査の結果を踏まえ，平成２７年度決算においては，平成２７年度に属する計算対象期間に係る金額について賞与引当金を計上し，今後も同様に取り扱うこととした。 また，本市から広島市シルバー人材センターに対し，会計処理上の留意点や最新の会計情報について決算前その他定期的に顧問会計事務所から確認をとるよう指導するとともに，広島県等が実施する公益法人向けの研修会に職員を積極的に参加させるなどして,職員が公益法人会計に関して適正な情報・知識を習得することに努めるよう指導した。

区分	支給基準日	計算対象期間	賞与引当金の対象となる計算対象期間
期末手当	６月１日	３月１日～６月１日	３月１日から３月３１日までの１ヵ月
勤勉手当	６月１日	１２月１日～６月１日	１２月１日から３月３１日までの４ヵ月

賞与引当金として計上すべきであった金額は以下のとおりである。

区分	平成２７年６月支給額	計算過程	賞与引当金要計上額
期末手当	5,439,615円	5,439,615円÷３ヵ月×１ヵ月	1,813,205円
勤勉手当	4,069,477円	4,069,477円÷６ヵ月×４ヵ月	2,712,984円
合計			4,526,189円

平成２６年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表

（下水道局）

1　監査結果及び監査意見の公表年月日

平成２７年２月３日（広島市監査公表第３号）

2　包括外部監査人

村田　賢治

3　監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日

平成２８年９月１６日（広下経第４２号）

4　監査のテーマ

下水道事業に係る財務事務の執行について

5　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

下水道事業に係る財務事務の執行について（固定資産台帳の整備の遅れについて）
（所管課：下水道局経営企画課）

監査の結果の要旨	措置の内容

平成２５年度決算書において，受贈財産評価額（資本の部，資本剰余金）残高が８５８億４，１２０万円計上されているが，監査実施時点における固定資産台帳システム上の受贈財産評価額合計は８６０億２，３０７万円であり，１億８，１８６万円の差額が生じている。これは，決算額確定後に行う固定資産台帳システムの入力作業の遅れにより生じたものである。 固定資産台帳の整備の遅れは，当該年度の決算額の確定に影響はないものの，固定資産台帳は，資産管理や次年度以降の決算作業における減価償却費の計算や固定資産の除却整理に不可欠のものであり，速やかに整備を行う必要がある。	固定資産台帳システムにおいては，工事等により取得した固定資産について，決算の調製によりその取得に充てた財源が確定するまでの間，一時的に受贈財産評価額として入力し，決算調製後に固定資産ごとに算定した財源を入力することで，最終的に固定資産台帳の整備を完了することにしている。 平成２５年度決算調製後の固定資産台帳の整備については，平成２５年度に新しい固定資産台帳システムを導入後の初めての作業であったこと，平成２６年度から適用された新地方公営企業会計基準への対応のために平成２６年度中に固定資産台帳システムの改修を行う必要があったこと等から，作業が遅延していたものであり，平成２７年３月に作業を完了した。 監査の指摘を踏まえ，資産管理等に支障を来さないよう速やかな固定資産台帳の整備に努めることとし，作業手順を見直して事務の効率化を図ったことから，平成２６年度決算調製後は平成２７年７月中旬に，平成２７年度決算調製後は平成２８年６月中旬に，それぞれ整備を完了した。 今後も，資産管理等に支障を来さないよう，固定資産台帳の整備を毎年度６月中旬までの完了を目途に実施することとする。

【監査の意見】

⑴　下水道事業に係る財務事務の執行について（未利用地の網羅的な把握とその有効活用等について）
（所管課：下水道局経営企画課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
未利用地リストは，未利用地を網羅的に記載できておらず，他にも他課が所管する未利用地が存在するとのことであり，経営企画課に普通財産として引継ぎが行われていない未利用地について，現状では各所管課から十分な情報が得られていない。 今後はアセットマネジメントを推進すべき時代となることから，利用予定のない未利用地について，不要な維持管理コストや警備委託費を抑制するためにも，網羅的な情報把握を行い有効な活用又は売却につき検討を行うべきである。	監査の意見を受けて，下水道局の未利用地に関する情報を把握するため，毎年度末に局内及び区役所の関係課が所管する用地の状況調査を実施するとともに，局内各課の財産管理担当者との協議の機会を捉えて情報収集を行うことにより，未利用地情報の網羅的な把握に努めることとした。 また，未利用地の有効活用等については，これまでも公園や道路等の用地に供するとともに，利用希望がない場合には公募による売り払いなどを行ってきたが，今後も引き続き，売却可能性の高い未利用地を選定し，積極的に売却に向けた事務手続（用地測量等）を進めていくこととする。 なお，当面，売却が見込めない未利用地については，イベントなどへの一時的な活用を促進することとする。

⑵　下水道事業に係る財務事務の執行について（減損処理の要否に係る事務手続の整備について）
（所管課：下水道局経営企画課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
平成２６年度から適用される新地方公営企業会計基準において要求されている減損会計では，遊休資産たる未利用地を減損の兆候のある資産として識別する必要がある。 全ての低稼働，遊休資産について期末日時点の状況を把握し，減損処理の要否を検討できるように情報収集などの事務手続を整備すべきである。	毎年度末に局内及び区役所の関係課が所管する用地の状況調査を実施するとともに，局内各課の財産管理担当者との協議の機会を捉えて情報収集を行うことにより，未利用地情報の網羅的な把握に努めることとした。 また，平成２８年３月に減損会計処理の事務手順を定めており，平成２７年度決算からは，同手順に基づいて事務を行うこととした。